

高知県新規就農者経営発展支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。）第24条の規定に基づき、高知県新規就農者経営発展支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援するため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業内容、補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助事業者、補助対象経費、補助対象上限額及び補助率は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(交付の条件)

第4条 助成金の交付を受ける者（以下「交付対象者」という。）及び補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等及び実施要綱に基づき県が別に定める「経営発展支援事業における高知県新規就農者育成方針」の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行うこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事及び市町村の承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと（市町村除く。）。

(事業計画の作成)

第5条 補助事業者は、次条の補助金交付申請書を提出しようとするときは、実施要綱別記1の別紙様式第10号による市町村経営発展支援事業計画を作成し、知事の承認を受けな

ればならない。

2 補助事業者は、既に承認を受けた市町村経営発展支援事業計画について、次の各号いずれかの重要な変更（同項各号に該当しない軽微な変更を除く。）を行うときは、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 新規就農者数に関する目標
- (2) 助成金の交付計画における国費総額の増額又は30パーセントを超える減額
- (3) 推進事業費の増額

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、前条第1項の市町村経営発展支援事業計画に従って補助事業を実施しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の着手)

第7条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要があるときは、補助事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、別記第2号様式による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの重要な変更（同項各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に知事と協議の上、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額
- (2) 補助事業の中止又は廃止

2 知事は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了した場合は、完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第11条 補助事業者は、高知県補助金等交付規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正な行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が自らが定める規程、要綱等の規定に基づき資金の一部又は全部を返還させたとき。
- (5) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。

(交付対象者の情報の共有)

第13条 県及び補助事業者は、交付対象者への助成金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関で構成するサポートチーム（実施要綱第8の7の定めによる）の間で当該情報を共有する。

- 2 県及び補助事業者は、当該情報を交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となるまで、より丁寧なフォローアップに活用するものとする。
- 3 補助事業者は、本事業の実施に際して得る個人情報については、交付対象者の同意を得たうえで適切に取り扱うものとする。

(関係機関との連携)

第14条 補助事業の実施に当たって、県、補助事業者、高知県青年農業者等育成センター（公益財団法人高知県農業公社及び一般社団法人高知県農業会議）（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の11に規定する拠点をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する者をいう。）、農業協同組合、農業委員会、県農業振興センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

(検査等)

第15条 知事は、必要に応じて交付対象者及び補助事業者の補助事業に係る進捗状況等に関する報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第16条 交付対象者及び補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は交付対象者及び補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

経営発展支援事業費

事業内容	補助事業者	補助対象 上限額	補助率
<p>就農後の経営発展のために、機械・施設の導入等※を行う新規就農者に対して補助事業者が行う助成金の交付に要する経費を補助する。</p> <p>※実施要綱別記1の第5の2の基準を満たすものであり、かつ本事業以外の県の助成事業の対象として整備するものではないこと。</p>	市町村	実施要綱別記1の第5の3に定められた上限額	補助対象上限額の4分の3以内

別表第2（第3条関係）

推進事業費

区分	内容	補助事業者	補助率	備考
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	市町村	定額	根拠のある単価を設定すること。
旅費	事業を実施するために直接に必要な補助事業者の経費又は専門家等に支払う経費			
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料及びパソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価、市町村職員の時間外労働に応じた対価）、会計年度任用職員給与（地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当（本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能））、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子育て拠出金）等			
委託費	補助事業を他の者に委託するために必要な経費			

(注) 次に掲げる場合は、補助対象経費として認めないものとする。

- (1) 支払が翌年度となる場合
- (2) 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合

別表第3（第4関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。